

ゆきぐに基金規約

第1条（名称）

本会は、ゆきぐに基金と称する。

第2条（目的）

本会は、一人一人の想いが循環するあったかい社会の実現を目指して地域の社会貢献活動を促進することを目的とする。

第3条（活動）

ゆきぐに新電力株式会社及びそのお客様で、本会の趣旨に賛同いただき、ご使用の電気料金のうち1%を寄付して頂いている会員の皆様からの寄付金を地域の社会貢献活動を促進する団体に届ける活動を行う。

第4条（組織）

本会は、上記の目的を実施するために、運営委員会を置く。尚、会長、副会長は、ゆきぐに新電力株式会社の役員または社員から任命し、監事は会員から任命する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

第5条（所在地）

本会は、新潟県南魚沼市塩沢1200番地 ゆきぐに新電力株式会社内に事務局を置く。

第6条（運営）

本会の活動の実施、運営に関することは、運営委員会の決議によるものとする。

第7条（事業年度）

本会の事業年度は、1月1日より12月31日までとする。

第8条（報告）

本会は、基金を使用した年度の翌年の総会に、その使途と収支を報告する。

第9条（付則）

本規約は2021年1月1日より適用される。